

休眠預金に関する異動に該当するお取引の一部変更のお知らせ

2018年12月14日
野村信託銀行株式会社

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）」に基づく当社の「銀行取引約款集（銀行代理店用）」で定める普通預金（銀行代理店用）および定期預金（銀行代理店用）（以下、「本件預金」といいます。）に係る休眠預金の定義等につきましては、2018年1月4日にお知らせしておりますが、今般、＜異動に該当するお取引について＞に関しまして一部変更致しますことをお知らせ致します。

＜異動に該当するお取引について＞の変更点

変更前	変更後
1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）	1. 同左
2. 第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）	2. 同左
3. 預金者等から、本件預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本件預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	3. 同左
4. 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングへのログインに伴う確認に限りします。）	4. 同左
5. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと	5. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更（ <u>但し、2019年1月1日以降のものに限りします</u> ）があ

<p>6. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（インターネットバンキングへのログインに伴う受領に限ります。）</p> <p>(a) 当社名称および本件預金を取扱う店舗の名称</p> <p>(b) 本件預金の種別</p> <p>(c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項</p> <p>(d) 本件預金の名義人の氏名または名称</p> <p>(e) 本件預金の元本の額</p> <p>7. 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」で定める普通預金（銀行代理店用）または定期預金（銀行代理店用）のいずれかの預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	<p>ったこと</p> <p>6. 同左</p> <p>7. 同左</p>
--	---------------------------------------

以上